

2024年10月

フリーランス新法(特定受託事業者取引適正化法)の施行

弁護士 大槻 健介/ 弁護士 鈴木 剛志/ 弁護士 橋本 康/ 弁護士 安藤 翔/ 弁護士 久富 駿介

Contents

1. はじめに
2. フリーランス新法の適用範囲
3. 取引の適正化に関する規制
4. 就業環境の整備に関する規制
5. 違反行為に対する措置等
6. 施行日
7. 実務への影響

1. はじめに

2024年11月1日から、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(いわゆる「フリーランス新法」。以下「新法」といいます。)が施行されます。

日本では、近年、個人がフリーランスとして働くことが普及する一方で、組織を有しないゆえに交渉力で劣後する個人のフリーランスと、組織力を有する発注事業者との間における様々なトラブルが問題となっています。このような背景から、新法は、個人のフリーランス等に業務を発注する事業者(以下「発注事業者」といいます。)に対し、取引適正化に関する規制(3.で詳述)及び就業環境の整備に関する規制(4.で詳述)を課すものです。

2. フリーランス新法の適用範囲

新法は、「業務委託事業者」又は「特定業務委託事業者」が、「特定受託事業者」に対し、「業務委託」を行う場合に適用されます。新法には、「業務委託事業者」に広く適用される規制と、「特定業務委託事業者」にの

み適用される規制の 2 つが存在します。

2.1. 「特定受託事業者」、「特定受託業務従事者」

2.1.1. 定義

「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者のうち、①従業員を使用しない個人又は②いわゆる 1 人法人をいい(新法 2 条 1 項)、「特定受託業務従事者」とは、上記①の個人及び②の法人の代表者をいいます。

ここにいう「従業員を使用する」とは、①1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、かつ、②継続して 31 日以上雇用されることが見込まれる「労働者」(労働基準法 9 条)を雇用することを指します¹。

2.1.2. 従業員の使用の有無の確認時期・確認方法

発注事業者は、新法が適用されるかを判断するために、業務委託をする時点で受注事業者の「従業員」の有無を確認する必要があります。この確認は、記録が残る方法(電子メール・SNSのメッセージ機能等)によって行うことが望ましいものとされています。

また、「従業員を使用」しているかは、個別の業務委託や事業の単位ではなく、受注事業者の単位で判断されます。例えば、複数の事業を営んでいる受注事業者が、受託する業務の属する事業において従業員を使用していなくても、別の事業において従業員を使用している場合、「従業員を使用」していると判断されます。

2.2. 「業務委託」

2.2.1. 定義

「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造・加工、情報成果物の作成又は役務の提供(他の事業者をして自らに役務の提供をさせることも含まれます。)を委託することをいいます(新法 2 条 3 項)。

ここでいう「事業のため」の委託とは、当該委託事業者が行う事業の用に供するための委託をいいます。このとき、個人である委託事業者は、消費者として契約の当事者となることも考えられるところ、「事業のため」に委託しているというためには、個々の具体的な業務委託に応じて、当該個人が事業者として契約の当事者となっている場合には、「事業のため」といえると考えられます。この契約の当事者となっているかの判断の際には、①契約締結の段階で、業務の内容が事業の目的を達成するためになされるものであることが客観的、外形的に明らかであるか、②①の業務の内容の性質が客観的、外形的に明らかでない場合には、消費者として当該業務委託に係る給付を受けることが想定し難いものが考慮されます²。

また、物品の製造・加工委託における「委託」とは、事業者が他の事業者から給付に係る仕様、内容等(企画、品質、性能、形状、デザイン、ブランド等)を指定して物品の製造・加工を依頼することをいいます。

2.2.2. 補論: 下請代金支払遅延等防止法上の業務委託概念との相違

下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます。)においては、役務提供委託は、いわゆる再委託

1 発注事業者が派遣労働者のみを受け入れている場合であっても、当該派遣労働者が上記①及び②の役務を提供するときは、「従業員を使用」に該当するため、留意が必要です。

2 発注事業者が純粋に無償の行為のために行う委託は、「事業のため」に委託する行為に該当しません。

のみがその適用対象となっており、発注事業者が自ら用いる役務の委託は適用対象となっておりません(同法 2 条 4 項参照)。したがって、例えば、発注事業者たる工作機械メーカーが、自社工場の清掃作業の一部を清掃業者に委託したとしても、下請法の規制に服しません。

他方、新法では、2 条 3 項 2 号において、役務提供につきまして、「他の事業者をしてみずからに役務の提供をさせることを含む。」とされています。そのため、委託事業者が自ら用いる役務についても、業務委託として、適用対象となります。

2.3. 「業務委託事業者」、「特定業務委託事業者」

2.3.1. 定義

「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいい(新法 2 条 5 項)、「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者のうち、従業員を使用するものをいいます(新法 2 条 6 項)。上記の「従業員を使用する」の判断枠組みは、上記 2.1.1 で述べたとおりです。

発注事業者と受注事業者のマッチングの場を提供するサービスを提供する事業者は、受注事業者との間で委託業務に係る業務委託契約を締結しておらず、単に仲介をしているだけである場合には、当該受注事業者との関係では「業務委託事業者」には該当しません。この場合、当該受注事業者との関係では、発注事業者が「業務委託事業者」に該当します。

他方で、マッチングサービス提供事業者が、実質的に受注事業者に対して業務委託をしている場合は、当該受注事業者との関係では、当該マッチングサービス提供事業者が「業務委託事業者」に該当します。

実質的に業務委託をしているといえるかは、委託の内容(物品、情報成果物又は役務の内容、相手方事業者の選定、報酬の額の決定等)への関与の状況その他諸般の事情を、契約及び取引実態から総合的に考慮した上で判断されます。

2.3.2. 補論:下請法上の「親事業者」概念との相違

下請法上の「親事業者」(同法 2 条 7 項)概念と異なり、新法上の「業務委託事業者」の定義には、資本金に関する要素は含まれません。したがって、資本金の額を問わず、特定受託事業者に対し業務委託をする全ての発注事業者が、新法の適用対象となり得ます。

2.4. 継続的業務委託

新法は、一定の期間にわたって継続する業務委託を対象に、特定業務委託事業者に課される規制の内容を加重しています。すなわち、①1 か月以上にわたって継続する業務委託について、特定業務委託事業者の遵守事項を定め(新法 5 条)、②6 か月以上にわたって継続する業務委託について、特定業務委託事業者に対し、(1)特定受託事業者の妊娠・出産・育児・介護(以下「**育児介護等**」といいます。))に対する配慮義務(新法 13 条)、(2)特定業務委託事業者による解約を行う場合の 30 日前までの事前予告義務を定めています(新法 16 条)。

継続的業務委託の期間の考え方は、概ね以下のとおりです。

- ① 業務委託を行ってから 1 か月/6 か月以上経過した業務委託だけではなく、今後 1 か月/6 か月以上行うことが想定される業務委託(契約の更新による場合も含まれる。)も対象となる。
- ② 期間の始期は、①業務委託に係る契約を締結した日、②基本契約を締結する場合には、当該基本契約を締結した日のいずれか早い日であり、期間の終期は、①新法 3 条に基づく通知により明示する給付受領日・役務提供日、②別途当事者間で契約終了日を定めた場合はその日、又は③基本契約終了日のいずれか遅い日である。
- ③ 基本契約を締結する場合、基本契約が 1 か月以上であれば、新法 5 条が適用され、6 か月以上であれば、新法 13 条及び 16 条も併せて適用される。
- ④ 契約が更新される場合は、通算して期間を計算し、通算期間が 1 か月/6 か月を超えることとなる更新時以降、新法が適用される。例えば、1 か月契約を更新し続け、5 回目の更新を行うと、通算期間が 6 か月となるから、5 回目の契約更新時から新法 13 条及び 16 条が適用される。
- ⑤ 契約更新が途切れたとしても、①空白期間が 1 か月未満である場合には、②契約当事者が同一であり、給付又は役務提供の内容が一定程度の同一性を有するときには、契約期間が通算される。

2.5. 独占禁止法等及び労働関係法令との適用関係

2.5.1. はじめに

新法の規制領域には、既に、独占禁止法及び下請法(以下併せて「**独占禁止法等**」といいます。)並びに労働基準法等の個別的労働関係法令が存在します。そこで、新法と各法令との適用関係(いずれの法令を適用するか)が問題となります。

2.5.2. 独占禁止法等との適用関係

新法と独占禁止法等のいずれにも違反する行為は、原則として新法が優先して適用されます。したがって、原則として、新法 8 条に基づく勧告の対象となった行為と同一の行為について、重ねて競争法上の行政措置が適用されることはありません。

ただし、本法と下請法のいずれにも違反する行為に及んだ事業者について、下請法上の別の規定にも同時に違反する行為に及んでいた場合において、当該事業者のこれらの行為の全体について下請法を適用することが適当であると公正取引委員会が考えるときには、下請法 7 条に基づく勧告が行われることがあります。

2.5.3. 個別的労働関係法令との適用関係

雇用契約を締結せず、請負契約等の契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、各法令における「労働者」に該当するかどうか判断されます。したがって、発注事業者との関係で、受注事業者が労働基準法等における「労働者」と認められる場合は、労働基準法等の個別的労働関係法令が適用されます。この場合、新法上の「特定受託事業者」には該当しないと整理されるため、新法は適用されません。

3. 取引の適正化に関する規制

3.1. 給付の内容その他の事項の明示義務(3条)

3.1.1. 規定の概要

業務委託事業者は、特定受託事業者に対して業務委託をした場合には、直ちに、その給付の内容等を書面又は電磁的方法によって明示しなくてはなりません(新法3条1項)。下請法においても、同様の規定が存在しますが(同法3条1項)、下請法においては、電磁的方法によって提供することができるのは、下請事業者の承諾を得た場合となっていますので(同条2項)、特定受託事業者の同意無くして電磁的方法による明示をすることができるのは、大きな違いです。もっとも、特定受託事業者を保護する観点から、フリーランスから当該書面の交付を求められた場合には、書面を交付しなくてはならないこととされています(新法3条2項)。

ここにいう「業務委託をした場合」とは、業務委託事業者と特定受託事業者との間で、業務委託をすることについて合意した場合のことをいいます。なお、業務委託事業者と特定受託事業者との間で、一定期間にわたって同種の業務委託を複数行う場合において、個々の業務委託ごとに同種の内容を定める手間を省く観点から、それらの同種の業務委託に共通する事項を取り決めることがあります。このような場合においても、「業務委託をした場合」とは、当該共通事項を取り決めた場合ではなく、後に個々の業務委託をすることについて合意した場合をいいます。

3.1.2. 明示内容

具体的に明示しなくてはならない事項としては、①業務委託事業者・特定受託事業者の名称等、②業務委託をした日、③給付・役務の内容、④給付・役務の期日(期間を定めるものにあつては、当該期間)、⑤給付・役務提供の場所、⑥報酬の額、⑦報酬の支払期日、⑧(検査する場合)検査完了日、⑨(現金以外の方法で支払う場合)支払方法についての所定の事項、とされています(公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則(以下「規則」といいます。))1条1項)。これらの事項は、多くのものが下請法における記載事項と同様です。もっとも、新法においては、支払方法の中で、資金移動を行う場合の資金移動業者の名称及び支払額を明示しなくてはならないこととされているところ(規則1条1項11号)、このような支払方法は下請法には規定がありませんので、留意が必要です。

3.2. 報酬の支払期日(4条)

3.2.1. 規定の概要

特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、検査の

有無にかかわらず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日(役務の業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日)から起算して 60 日以内の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければなりません(新法 4 条 1 項)。仮に、そのような支払期日が定められなかった場合には、特定業務委託事業者が、特定受託事業者から当該給付を受領した日(又は当該役務の提供を受けた日)が支払期日と定められたものとみなされます(同条 2 項)。また、新法 4 条 1 項の規定に反して、支払期日が 60 日を超えて設定された場合には、特定業務委託事業者が特定受託事業者からの給付を受領した日を含めて数えて 60 日となる日が支払期日とみなされます(同条 2 項)。下請法においても、支払期日については、同様の規定がみられます(同法 2 条の 2)。

3.2.2. 再委託の場合の規定

特定受託事業者に対する業務委託が、特定業務委託事業者が受託した業務の再委託である場合は、特定業務委託事業者は、①元委託業務の対価の支払日から 30 日以内に支払期日を定めなくてはならず(新法 4 条 3 項)、②元委託業務について前払金の支払を受けた場合に再委託先の特定受託事業者に対して業務の着手に必要な費用として前払金を支払うよう適切な配慮しなければならないとされています(同条 6 項)。この①の規定は、支払期日を特定受託事業者の給付の日から 60 日以内に定めるという原則の適用外とするもので、趣旨としては、再委託の場面における特定業務委託事業者を保護するための規定となっています。特定業務委託事業者は、この例外規定の適用を受けるためには、①再委託である旨、②元委託者の名称等及び③元委託業務の対価の支払期日、を明示する必要があります(新法 4 条 3 項、規則 6 条)。

なお、本規定においても、報酬の支払期日が定められなかったときは元委託支払期日を、また、30 日以内の規定に違反して支払期日が定められたときは元委託支払期日を含めて数えて 30 日となる日を、それぞれ報酬の支払期日とみなすとされています(新法 4 条 4 項)。

3.2.3 期日内の支払義務

特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対して、支払期日までに報酬を支払わなくてはなりません(新法 4 条 5 項)。この点について、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかったときは、当該事由が消滅した日から 60 日以内(再委託の場合は 30 日以内)に支払うことで足りるとされています(新法 4 条 5 項ただし書)。この特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかったときについては、例として、特定受託事業者が誤った口座番号を特定業務委託事業者に伝えていたため、特定業務委託事業者は、支払期日までに報酬について払込みを実施していたにもかかわらず、口座番号の誤りのために支払期日までに特定受託事業者が実際には報酬を受け取ることができなかったときが該当するとされており、本項ただし書の適用はかなり限定的に考えられています。

3.3. 特定業務委託者の遵守事項(5 条)

3.3.1 規定の概要

特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対して、1 か月以上の間継続して業務委託を行う場合には、新法 5 条 1 項及び 2 項において規定されている行為を行ってはいけないこととされています。

3.3.2 遵守事項の内容

具体的な遵守事項とその概要については、以下のとおりです。

遵守事項	概要
受領拒否の禁止	注文したものの物品又は情報成果物の受領を拒むこと。
報酬の減額の禁止	あらかじめ定めた報酬を減額すること。
返品 of 禁止	受け取った物を返品すること。
買ったたきの禁止	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い報酬を不当に定めること。
購入・利用強制の禁止	特定業務委託事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
不当な経済上の利益の提供要請の禁止	特定受託事業者から金銭、労務の提供等をさせること。
不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止	費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること。

4. 就業環境の整備に関する規制

4.1. 募集情報の的確表示義務(12条)

4.1.1. 規定の概要

特定業務委託事業者は、発注する業務委託についての特定受託事業者の募集に関する情報を新聞・雑誌等に掲載する広告や電子メール・SNS のメッセージ等の一定の方法によって提供する場合に、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはなりません(新法 12 条 1 項)。

的確表示の対象となる募集情報の事項は、①業務の内容、②業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項、③報酬に関する事項、④契約の解除(契約期間の満了後に更新しない場合を含む。)に関する事項、⑤特定受託事業者の募集を行う者に関する事項です。

ここにいう「虚偽の表示」とは、募集情報と実際の就業に関する条件を意図して異なるものとする場合があります。したがって、意図せず誤って表示した場合は、「虚偽の表示」に該当しません。ただし、意図がなくとも、一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当するため、留意が必要です。

4.1.2. 的確表示義務が課される範囲

特定の 1 人の事業者を相手に業務委託を打診する場合については、通常、契約交渉の中で取引条件の確認や変更ができることから、的確表示義務の対象外となります。ただし、例えば、bcc で募集情報を一斉にメール送信して募集を行う場合は、個々の受信者からは 1 人の特定受託事業者に対して打診したように見えるとしても、実質的に特定業務委託事業者から複数の宛先にメールを送信しており、広く募集しているといえるため、募集情報の的確表示義務を遵守する必要があります。

また、的確表示義務は、募集情報の表示を、他の事業者に委託する場合にも課されます。したがって、特定業務委託事業者が、広告等による募集の委託先である他の事業者において、虚偽の表示や誤解を生じさせる表示が行われたことを認識した場合には、当該特定業務委託事業者は、当該他の事業者に対し、情報

の訂正を依頼するとともに、他の事業者が実際に情報を訂正したかどうかの確認を行わなければなりません。

なお、的確表示義務は、あくまで一定の情報を表示する場合に虚偽の情報を記載してはならないという義務であって、的確表示の対象となる募集情報の事項をすべて明示すること(広告等を行う際に必ず対象となる募集情報を提供すること)までを求めるものではありません。もっとも、取引上のトラブル防止の観点から、対象となる募集情報の事項をできる限り提供することが望まれます。

4.2. 妊娠・出産・育児・介護と業務の両立への配慮義務(13条)

4.2.1. 規定の概要

特定業務委託事業者は、継続的業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者が育児介護等と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければなりません(新法13条1項)。また、特定業務委託事業者には、継続的業務委託の相手方ではない特定受託事業者についても、その申出に応じて、必要な配慮をする努力義務が課されています(同条2項)。

特定業務委託事業者は、特定受託事業者が速やかに配慮の申出を行うことができる環境を整備しておくべきであり、具体的には、①配慮の申出ができることや、配慮を申し出る際の窓口・担当者、配慮の申出を行う場合の手続等を周知すること、②育児介護等に否定的な言動が頻繁に行われるといった配慮の申出を行いきにくい状況がある場合には、それを解消するための取組を行うこと等、配慮の申出をしやすくする環境を整備しておくことが望まれます。

4.2.2. 配慮の具体的内容

育児介護等の配慮の申出があった場合、特定業務委託事業者は、以下の対応を行う必要があります。

必要な対応	具体的な内容
① 配慮の申出の内容等の把握	特定受託事業者から申出があった場合に、その内容を十分に把握すること。
② 配慮の内容又は取り得る選択肢の検討	特定受託事業者の希望する配慮や、取り得る対応を十分に検討すること。
③ 配慮の内容の伝達及び実施/配慮の不実施の場合の伝達・理由の説明	・具体的な配慮の内容が確定した際には、速やかに申出を行った特定受託事業者に対してその内容を伝え、実施すること。 ・配慮の内容や選択肢について十分に検討した結果、(1)業務の性質・実施体制等を踏まえると難しい場合や、(2)配慮を行うと業務のほとんどができない等契約目的の達成が困難な場合など、やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、不実施の旨を伝達し、その理由について、必要に応じ、書面の交付・電子メールの送付等により分かりやすく説明すること。

4.2.3. 不利益取扱い

特定受託事業者が育児等に関する申出をしたことや配慮を受けたことのみを理由として契約の解除その他の不利益な取扱いを行うことは、望ましくないとされています。例えば、実際に役務を提供しなかった業務量に相当する分を超えて報酬を減額することは、不利益な取扱いに当たります。報酬の減額を行う際には、実際に減少した業務量に相当する報酬のみを減額する等、不利益な取扱いと判断されないよう留意する必要があります。

4.3. ハラスメント防止措置義務(14条)

4.3.1. 規定の概要

特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対し、当該業務委託に関して行われる³言動により、以下の状況に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければなりません(新法14条1項)。

- ① 性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によりその者に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境を害すること(セクシュアルハラスメント)。
- ② 特定受託業務従事者の妊娠又は出産に関する事由に関する言動によりその者の就業環境を害すること(マタニティハラスメント)。
- ③ 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定受託業務従事者の就業環境を害すること(パワーハラスメント)。

特定業務委託事業者は、ハラスメント対策の体制整備として、以下の措置を講じる必要があります。

(1) 方針の明確化及びその周知・啓発

- ① 業務委託におけるハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、業務委託に係る契約担当者等を含む労働者に周知・啓発すること。
- ② 業務委託におけるハラスメントの行為者は、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、業務委託に係る契約担当者等を含む労働者に周知・啓発すること。

(2) 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、特定受託業務従事者に周知すること。
- ④ 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。ハラスメント発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応すること。

³ 「業務委託に関して行われる」とは、特定受託業務従事者が当該業務委託に係る業務を遂行する場所(ただし、一定の場合には、取引先の事務所、顧客の自宅、取引先と打合せをするための飲食店、関係者の打ち上げの場等、通常業務を遂行していない場所も含まれます。)又は場面で行われるものをいいます。

(3) 業務委託におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。
- ⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること。

(4) 併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び特定受託業務従事者に周知すること。
- ⑩ 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局に申出をしたことを理由として、契約の解除その他の不利益な取扱いをされない旨を定め、特定受託業務従事者に周知・啓発すること。

なお、特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が上記の相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、その者に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはなりません(新法 14 条 2 項)。

4.3.2. ハラスメントに該当するとされる言動

ハラスメントに該当すると考えられる言動の例は、以下のとおりです。

- 出産に関する配慮の申出に対し、当該申出を取り下げよう働きかけること。
- 特定受託業務従事者(特定受託事業者)が、配慮の申出をしたい旨を特定業務委託事業者に相談したこと、配慮の申出をしたこと又は配慮を受けたことのみを理由として、特定業務委託事業者等が当該特定受託業務従事者に対し、業務委託に係る契約の解除、報酬の減額、取引数量の削減、取引の停止等の不利益な取扱いを示唆すること。

4.4. 契約の中途解約・不更新の際の事前予告(16 条)

4.4.1. 規定の概要

特定業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約の解除(契約期間の満了後に更新しない場合も含まれます。)をしようとする場合には、契約の相手方である特定受託事業者に対し、原則として、少なくとも解除日(不更新の場合は契約満了日)の 30 日前までに、その予告をしなければなりません(新法 16 条 1 項本文)。

また、特定受託事業者が、予告日から契約満了日までの間において、契約の解除等の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、第三者の利益を害するおそれがある場合等でない限り、当該特定受託事業者に対し、解除等の理由を開示する必要があります(同条 2 項)。

なお、これらの規定は、適切な予告や理由開示をすることなく行われた解除等の効力を無効とする法律上

の効果を持つものではありません。契約の解除等の効力や解除に伴う損害賠償請求等は、民事上の争いとして司法による判断等により解決が図られます。

4.4.2. 事前予告の方法

新法 16 条 1 項本文に基づく事前予告は、書面を交付する方法、ファクシミリを利用してする送信の方法、電子メール・SNS のメッセージ機能等による送信の方法によって行うことができます。

なお、このうち、電子メール・SNS のメッセージ機能等による送信の方法は、特定受託事業者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができる場合にのみ認められています。ただし、事業者間の取引実態に鑑み、SMS や自社アプリ等のファイル添付ができないサービスにより事前予告を行う場合は、予告された内容をスクリーンショット等の機能により保存できる方法で伝達する場合も、例外的に要件を満たすものと考えられます。一方、記録に残すことができない方法(例えば、口頭通知)による事前予告は認められません。

4.4.3. 予告を要しない例外事由

新法 16 条 1 項ただし書及び関係省令は、契約の中途解約・不更新の際の事前予告を要しない例外事由を定めています。具体的には、以下の各事由が例外事由に該当します。

- 災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合
- 特定業務委託事業者が元委託業務について特定受託事業者に再委託をした場合に、当該元委託業務に係る契約の全部又は一部が解除される等、直ちに当該再委託業務に係る契約の解除をすることが必要であると認められる場合
- 特定業務委託事業者が特定受託事業者との間の基本契約に基づいて業務委託を行う場合又は契約の更新により継続して業務委託を行うこととなる場合であって、契約期間が 30 日以下である個々の業務委託に係る契約の解除をしようとする場合
- 特定受託事業者の責めに帰すべき事由により直ちに契約の解除をすることが必要であると認められる場合
- 基本契約を締結している場合であって、特定受託事業者の事情により、相当な期間、当該基本契約に基づく業務委託をしていない場合

4.4.4. 理由開示の例外事由

第三者の利益を害するおそれがある場合及び他の法令に違反することとなる場合には、契約解除等の理由の開示を要しません(新法 16 条 2 項ただし書及び関係省令)。

なお、理由の開示は、予告がされた日から契約が満了する日までの間に請求される必要があります。したがって、上記 4.4.3 の事前予告の例外事由に該当する場合は、理由の開示の請求対象となりません。

5. 違反行為に対する措置等

5.1. 特定受託事業者による行政当局への申出等(6 条、17 条)

業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、新法の規定に違反する事実がある場合には、公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣(以下「**行政当局**」)と総称します。)に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができます(新法 6 条 1 項、17 条 1 項)。

行政当局は、上記の申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければなりません(新法 6 条 2 項、17 条 2 項)。

業務委託事業者は、特定受託事業者が上記の申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはなりません(新法 6 条 3 項、17 条 3 項)。

5.2. 行政当局が実施する措置

行政当局は、業務委託事業者又は特定業務委託事業者が新法の規定に違反したと認める場合には、報告徴収及び立入検査(新法 11 条、20 条)、指導及び助言(同法 22 条)、勧告(同法 8 条、18 条)、勧告に係る措置をとるべきことの命令及び公表(同法 9 条、19 条)を行う権限を有します。なお、新法第 2 章(取引の適正化に関する規制)に係る違反について、公正取引委員会は、「勧告を行った場合、国民に対する情報提供を図るとともに、勧告の対象である本法第 3 条、第 4 条第 5 項、第 5 条及び第 6 条第 3 項の規定に違反する行為に対する措置についての事業者の予見可能性を高め、当該違反行為の未然防止を図る目的から、事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表する。」という方針を明らかにしていますので⁴、取引の適正化に関する規定違反については、勧告の時点で公表があることに留意が必要です。

また、命令違反及び検査拒否等については 50 万円以下の罰金が課される(同法 24 条)ほか、法人に対する両罰規定(同法 25 条)も存在します。

6. 施行日

新法の施行日は、2024 年 11 月 1 日です。

7. 実務への影響

上記のとおり、フリーランス新法は、個人のフリーランスが受託する業務委託について、種々の義務を課すものです。新法の規定に反する行為は、行政指導や行政処分の対象となり得ることから、発注事業者としては、新法の内容を十分に理解し、早期に対応を検討しておく必要があります。

4 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2章違反事件に係る公正取引委員会の対応について」2

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 大槻 健介 (kensuke.otsuki@amt-law.com)
 - 弁護士 鈴木 剛志 (takeshi.suzuki@amt-law.com)
 - 弁護士 橋本 康 (yasushi.hashimoto@amt-law.com)
 - 弁護士 安藤 翔 (sho.ando@amt-law.com)
 - 弁護士 久富 駿介 (shunsuke.hisatomi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいませようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com